20260915版

審　査　受　付　票（1/2）

＊太枠内をご記入ください（建築主等（建築主、設置者、築造主等）又は、建築主等から委任を受けた代理者が作成してください）

申請区分　　第BVJ-　　－　　－

- **建築確認**　☐ 確認申請　☐ 計画変更確認申請（従前申請 BVJ）　☐ 計画変更確認申請（従前申請 行政 又は 他機関）
- **計画通知**　☐ 計画通知　☐ 計画変更通知（従前申請 BVJ）　☐ 計画変更通知（従前申請 行政 又は 他機関）

☐

代理者（連絡先）　　*BV記入欄

会社名			
部署名		氏名	
住所	〒		
TEL		FAX	
mail	@		
工事名称		済証交付希望日	
事前相談	☐ 有　（BV 担当者:　　）　☐ 無		

【AI 利用について】整合確認等の審査補助としてAIを利用する場合があります。AI利用を希望されない場合は、チェックしてください。　☐ AI利用を希望しない

☆委任状の押印を省略する場合は、委任者、受任者の双方の了承により行ってください。

物件内容　　*BV記入欄

法6条の4:確認の特例有無　☐ 有　☐ 無　※無の場合、下段も確認の上、チェックください

☐ 令和7年改正建築基準法新2号建築物のうち木造2階建て以下かつ300㎡以下の建築物

申請面積	㎡　計画変更部分　㎡
*BV記入欄	

適用内容　　＊以下項目を適用する場合、別途追加手数料が発生いたします

- ☐ 以下、該当なし
- ☐ 天空率
- ☐ 特定天井等を有するもの　適用棟　（　㎡）
- ☐ 区画避難安全検証法　適用区画面積合計　（　㎡）
- ☐ 階避難安全検証法　適用階合計　（　㎡）
- ☐ 全館避難安全検証法　適用棟の合計　（　㎡）
- ☐ 耐火性能検証法　適用棟の合計　（　㎡）
- ☐ 防火区画検証法　適用棟の合計　（　㎡）
- ☐ 通常火災終了時間　適用棟の合計　（　㎡）
- ☐ 特定避難時間　適用棟の合計　（　㎡）
- ☐ 限界耐力計算法　適用棟の合計　（　㎡）

行政手続　☐ 該当なし

中高層条例
- 対象
  - ☐ 手続き終了済
  - ☐ 手続き中　（終了予定日:　　）
- 対象外
  - ☐ 対象外であることを、行政庁に確認済
  - ☐ 対象外であることを、行政庁に確認中

該当する関係法
- 都市計画法【 ☐ 29条　☐ 35条の2　☐ 41条　☐ 42条　☐ 43条　☐ 53条　☐ 規則60条 】
- ☐ 駐車場法　☐ 都市緑地法　☐ 地区計画
- ☐ 浄化槽　☐ ビル衛生管理法
- ☐ その他　（　　）

*BV記入欄

増改築の場合のみ記入	☐ 別棟増築 ☐ 一棟増築 （増築部分　㎡　既存部分　㎡） ※別棟増築する場合以外の増築は、当該増築する部分の床面積及び当該建築物の他の部分の床面積の二分の一を合計した床面積が申請手数料の算定床面積となります

「建築物等情報モデル図書申請（BIM図面審査）」　☐ 対象　☐ 対象外

※対象の場合は別途『確認申請用CDE　招待者リスト』の提出が必要です

構造計算適合性判定　☐ 要　☐ 否　☐ ルート2審査基準

ルート2審査基準　※棟数毎の最大面積順　合計6棟まで記載

0㎡ ～ 1,000㎡以内	（　棟）	10,000㎡超 ～ 50,000㎡以内	（　棟）
1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	（　棟）	50,000㎡超 ～	（　棟）
2,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	（　棟）		

構造計算を行った棟数が2以上の構造強度に係る審査（申請床面積が500㎡超）

棟面積200㎡超　構造計算付棟数　（　棟）

※構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物又は棟を除く

構造計算を行った構造強度に係る審査（申請床面積が500㎡以内）

仕様規定付棟数　（　棟）

構造計算付棟数　（　棟）

省エネ基準の確認　☐ 該当なし

省エネ基準適合性判定	（　棟）	☐ **BVJ申請**
住宅性能評価	（　棟）	☐ BVJ申請
長期使用構造等確認書	（　棟）	☐ BVJ申請
長期優良住宅認定	（　棟）	
省エネ法仕様基準	（　棟）	共同住宅・長屋等の場合戸数（　　）戸

※弊社を初めてご利用になるお客様
＜お客様の個人情報の利用について＞

今後、講演会・ｾﾐﾅｰのお知らせ、ご案内等をお送りさせていただくことがございます。この目的以外にお客様の個人情報を利用することはございません。

☐ 同意します　☐ 同意しません

※省エネ基準の整合性確認が必要なお客様

当計画書の申請に伴う省エネ基準整合性確認のため、ビューローベリタスジャパン株式会社の登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び登録住宅性能評価機関との情報共有に情報を共有することに了承します。

☐ 同意します　☐ 同意しません

ご請求先名　　**☆請求先名の変更による請求書の再発行依頼はご遠慮ください。ご記入前にお間違えがないか必ずご確認ください。**

☐ 建築主　☐ 代理者　☐ 受付票記載　代理者（連絡先）　☐ 代表となる設計者　☐ 工事施工者　☐ *その他　（　　）＊以下にご記入ください。

会社名			
部署名		担当者	
住所	〒		
TEL		FAX	

引受承諾書、請求書の受領方法　☐ 受付時にBV窓口で受領　☐ 下欄の送付先へ郵送を希望

☐ 請求先と同じ　☐ 建築主　☐ 代理者　☐ 受付票記載　代理者（連絡先）　☐ *その他　（　　）＊以下にご記入ください。

会社名			
部署名		担当者	
住所	〒		
TEL		FAX	

☆領収証の発行は原則行っておりませんので、ご了承ください。

☆記載事項に関して建築主等と代理者との間で生じたトラブルについて、弊社は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

審査受付票（2/2）

20260915版

20260915版

※ 建築物ごとに、該当する「省エネ基準適合義務」や「構造関係規定」の種別についてご確認ください

法6条1項 ※確認申請書（第四面）の建築物単位でチェック　建築物番号：

- ☐ 1号 / 2号（階数２以上、又は200㎡超え）
  - 省エネ
  - 構造
- ☐ **3号**（平屋かつ200㎡以下）
  - 省エネ 審査省略
  - 構造 審査省略*

*構造計算を行わない場合に限る

※ 次に該当する場合は、昇降機の別途申請ができない場合がありますのでご注意ください

昇降機（別途申請NG）	
☐ 法6条1項三号の建築物に設ける場合	（法87条の４）
☐ 籠が住戸内のみを昇降するエレベーター	（告示1148号）
☐ 法6条1項二号の建築物に設けるもの（階数≧３、面積＞500㎡、高さ＞16mは除く）	（告示1148号）
☐ 小荷物昇降機（テーブルタイプ）	（告示239号）

				追加提出書類等＜確認申請＞
☐	**構造計算**	☐	**構造適判 あり**	適合判定通知書（写）、適判に要した図書等（※確認済証の交付前までに提出）
		☐	**構造適判 なし**	☐ 対象外（ルート1）
				☐ 特例（ルート２）
				☐ 特例（小規模木造等）
				※申請書（第四面）11欄ロへのチェック ・ルート２の場合：1号 ・小規模木造等の場合：2号
☐	**木造の仕様規定** 階数2以下、かつ300㎡以下（令20条第1項第四号ロは除く）	☐	**特定木造**	壁量計算により構造安全性を確認した木造建築物(仕様規定のただし書等に基づく、基礎（H12-1347 第２）、柱の小径（H12-1349）、木造の継手及び仕口（H12-1460）に関する部分的な構造計算を行うもの含む)	各階伏図等の提出を求めない代わりに必要事項を仕様表等に記載（合理化）
		☐	**その他**	上記以外の木造　（令第46条第2項、昭56建告1100号第六、偏心率計算等）	（図書等の合理化なし）
☐	※ Exp.Jなどにより建築物の複数の部分が応力を伝えない方法で接続されている場合は、別途ご相談ください			

追加提出書類等＜完了検査＞

【共通】
・省エネ基準工事監理報告書
・納入仕様書・品質証明書、施工記録書等（現場備付）

					追加提出書類等＜確認申請＞	**追加提出書類等**＜完了検査＞
☐	**省エネ適判 あり**				適合判定通知書（写）、計画書の副本（※確認済証の交付前までに提出）	省エネ適判に要した図書 **【合理化ありの場合の追加図書等】** 建設を受けない場合：設計住宅性能評価に要した図書 建設を受けた場合：建設住宅性能評価における検査報告書（写）
		☐	合理化あり	省エネ適判のみ受ける場合　※設計住宅性能評価申請あり	同上	
☐	**省エネ適判 不要**	**仕様基準** 一戸建、長屋、共住	☐	仕様基準（第一号イ*）	仕様基準等への適合が確認できる設計図書等（省エネ基準適否チェックリストなど）	・追加図書等なし
			☐	誘導仕様基準（第一号ロ*）		
		評価書等	☐	設計住宅性能評価［断熱４，一エネ４］（第二号*）	設計住宅性能評価書、長期使用構造等の確認書など（※評価書等を申請時に提出できない場合：申請時には**宣言書**を提出し、確認済証の交付前までに評価書等を提出）	・設計住宅性能評価申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準の部分のみ） ・長期使用構造等である旨の確認申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準の部分のみ）
			☐	長期優良住宅認定通知書（←実質このケースはなし） 長期使用構造等である旨の確認書（第三号*）		
		適用除外	☐	10㎡以下の増築	適用除外が確認できる資料	
			☐	居室を有しないこと又は高い開放性を有することで空調設備を設ける必要がないもの		
			☐	歴史的建造物、文化財等		
			☐	仮設建築物		
		認定等	☐	大臣認定（建築物省エネ法16条）	大臣認定書	・認定等に要した図書
			☐	性能向上計画認定（建築物省エネ法30条）	性能向上計画認定通知書	
			☐	低炭素建築物新築等計画認定（都市の低炭素化の促進に関する法律）	低炭素建築物新築等計画認定通知書	

＊建築物省エネ法施行規則2条1項各号の該当（申請書（第二面）8欄では、「提出不要」にチェックして( )内に『 ＊に該当 』と記載する）